

筑西市議会経済土木委員会

会 議 録

(令和元年第3回定例会)

筑西市議会

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和元年9月19日(木) 開会：午前9時57分 閉会：午前11時38分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第17号 町の区域を新たに画すること等について

議案第18号 土地の取得について

議案第24号 下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について

議案第31号 筑西市明野農産加工施設条例及び筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について

議案第32号 筑西市下館駐車場条例及び筑西市新治駐車場条例の一部改正について

議案第33号 筑西市自転車等駐車場条例の一部改正について(分割付託分)

議案第34号 筑西市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正について

議案第35号 筑西市下水道条例の一部改正について

議案第36号 筑西市水道事業給水条例の一部改正について

議案第37号 令和元年度筑西市一般会計補正予算(第4号)のうち所管の補正予算

議案第40号 令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第43号 平成30年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

4 出席委員

委員長 森 正雄君 副委員長 藤澤 和成君

委員 田中 隆徳君 委員 大嶋 茂君 委員 仁平 正巳君

委員 外山 壽彦君 委員 堀江 健一君 委員 鈴木 聡君

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 谷島しづ江君

委員長 森 正雄

経済土木委員会 会議録

1 日時

令和元年9月26日(木) 開会：午後 1時37分 閉会：午後 1時50分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議員提出議案第4号 新規就農者支援の拡充を求める意見書(案)の提出について

4 出席委員

委員長	森 正雄君	副委員長	藤澤 和成君				
委員	田中 隆徳君	委員	大嶋 茂君	委員	仁平 正巳君		
委員	外山 壽彦君	委員	堀江 健一君	委員	鈴木 聡君		

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 谷島しづ江君

委員長 森 正雄

○委員長（森 正雄君） ただいまより経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査してまいります。

なお、議案審査の順序でございますけれども、お手元に配付いたしました順番で、今、経済部入室しておりますけれども、順に町の区域の新設等議案1件、土地取得議案1件、条例議案7件、補正予算議案2件、企業会計未処分利益剰余金処分議案1件について、所管部ごとに審査してまいりたいと存じます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） それでは、各議案について所管部ごとに審査してまいります。

なお、質疑においてはマイクを使用させていただきたいと存じます。

初めに、経済部です。議案第31号「筑西市明野農産加工施設条例及び筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について」審査をいたします。

初めに、農政課から説明願います。

岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 農政課の岩渕です。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第31号のうち、経済部農政課所管の筑西市明野農産加工施設条例の一部改正についてご説明いたします。今回の条例の一部改正につきましては、公共施設の使用料の適正化に伴い、全体的な料金体系の設定が必要であるため、当該施設の使用料について一部改正するものであります。また、使用料以外の事項についても、統一的な見直しの観点から、あわせて内容を一部改正するものでございます。

初めに、使用料以外の条文についてご説明いたします。第5条を改めまして、使用の制限を記し、施設等の使用を許可しない事項を明確にいたしました。

次に、目的外使用及び使用権譲渡等の禁止を記した第9条を加え、使用者以外の使用について明確にいたしました。

次に、使用許可の取消し等を記した第10条を加え、施設使用の許可、取り消し、停止、制限を明確にいたしました。

次に、使用者の義務を記した第11条を加え、義務の履行を明確にいたしました。

このほか、文言につきましては、文言の統一を図ることから、当条例の条文につきましても改正をいたしております。

続いて、使用料につきましては、第6条、使用料、別表の当該各項に定める額に改め、本市の区域外の者が使用する場合は100分の150、入場料その他入場の対価を徴する場合は100分の200、営利又は宣伝を目的とする場合は100分の300を乗じて得た額といたします。

また、使用料の減免を記した第7条を加え、使用料の減免、免除を明確にしております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 次に、観光振興課から説明願います。

澤部観光振興課長。

○観光振興課長（澤部明典君） 観光振興課、澤部です。着座にて説明させていただきます。

議案第31号のうち、経済部観光振興課所管の筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正についてご説明申し上げます。改正の趣旨や経緯につきましては、公共施設使用料の適正化に関する条例改正議案につきまして、総務部から概要説明があったとおりでございますので、割愛させていただきます。

全庁的な見直しの方向性を踏まえまして、第5条において現行の公園施設を公園施設と附属設備器具に分類し、これを公園施設等に文言を改正しております。これに伴いまして、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条の条文中の公園施設を公園施設等に改正しております。

また、第11条に使用の許可の取り消しができる条文を追加しております。このほか、文言につきましては、各施設の条例改正におきまして、文言の統一を図ることから、当条例の条文につきましても、改正しております。使用料につきましては、別表のとおり改正し、本市の区域外の者が使用する場合、100分の150、入場料等の対価を徴する場合、100分の200、営利等を目的とする場合、100分の300とする改正をしております。なお、附属設備器具の使用料につきましては、市内類似施設の附属設備の使用料を考慮し、この条例の施行となる令和2年4月1日までに規則で定めることとしております。

以上、観光振興課所管の宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正についてのご説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 委員において質疑願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これは、両方について、多分消費税の改正に伴うものだと思うのですよね。これは、みんな内税になっているわけですよね。8%から10%の内税でこの金額になっていると。また、この表につきまして、別表という形なのですが、前は使用料その他というのがあったのですが、これについては削ったと、それでよろしいのでしょうか。

○委員長（森 正雄君） 澤部観光振興課長。

○観光振興課長（澤部明典君） 宮山ふるさとふれあい公園についてご答弁申し上げます。

今回の改正につきましては、消費税が5%から8%に上がった時点で見直しを行っておりませんので、5%から10%への改正に伴う使用料の見直しでございます。

○委員（大嶋 茂君） 5%から10%ね。

○観光振興課長（澤部明典君） はい。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員、よろしいですか。

○委員（大嶋 茂君） はい。

○観光振興課長（澤部明典君） あと、その他につきましてですが、その他につきましては、旧、もとの使用料につきましては、市外の者を想定したその他でございまして、今度は100分の150が、その市外の者に該当するのが100分の150で、100分の200につきましては、入場料を徴する使用の仕方で、100分の300につきましては、営利目的で使用する場合というような形での改正となります。

以上でございます。

○委員（大嶋 茂君） はい、わかりました。結構です。

○委員長（森 正雄君） ほかにありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 料金の改定の動機というのは、消費税が5%から8%、それから10%と今度なったのだけれども、8%になったときは改定も何もしないで、10%になったら今度は一気に料金を取ると、これはどういう動機なの。その2%上がっただけで、全てこれから取るのだという話だけれども。

○委員長（森 正雄君） 澤部観光振興課長。

○観光振興課長（澤部明典君） ご答弁申し上げます。

これは、全庁的な見直しに伴う措置でございますが、本来であれば消費税のアップがあった場合には、使用料等を見直すということになっていたかと思われませんが、5%から8%へ上がった時点においては、見直しを行いました、使用料はそのまま据え置いたというような形であったかと思われま。今回10%になるに当たりまして、全庁的な見直しを図らないと、いわゆる公平性、公正性がとれないというところからの改正になろうかと思います。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） いや、だから5%から8%になったときにも、そのまま無償でやって、今度2%上がって10%だよ。その据え置きしたものを今度は据え置きできないという理由は何ですか。8%から2%上がって今度は据え置きにはできないというのは。今までは据え置きだったので、5%から8%になっても。8%から2%上がって10%になったら、今度は据え置きできないというのは、何かどういふ動機の変化があったのですか、今度取るようにしたのは。

○委員長（森 正雄君） 澤部観光振興課長。

○観光振興課長（澤部明典君） ご答弁申し上げます。

これは、全庁的な方向性でございますので、ご了承願いたいと思います。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） だから、全庁的と言うのだから、全庁でどういう合意をしたの。ただ、全庁的ということだけではなくて、何か理由があるから全庁的にこういうふうにしよということになったのでしょうか。ただ、やみくもに全庁だという我々に答弁しても何だかわからないのですよね。では、全庁的になるのには、どういう話し合いをしてきたのですか、関係者と。関係者が誰で、市長も入ってとか、そういう道筋を答弁してもらわないと。ただ全庁で決まったからと言って、お宅はそういう会議には出ていないのですか。部長が出たのですか。

○委員長（森 正雄君） 關経済部長。

○経済部長（關 紀良君） ご答弁申し上げます。

会議には私出していないのですが、消費税が5%から8%になったとき、既に多分10%の話が出ていたように記憶しています。10%になったときに見直しをかけるような話、会議が持たれたように記憶していますので、10%に合わせて改正されると、全庁統一してやるということになったというように思っております。

以上です。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、その全庁も前から、8%になったときはそのまま無料にしたけれども、将来もう10%になるというのを見込んで、全庁で合意したという意味なの。だって、将来上がるかどうかの

考え方というのは、即断し過ぎるのではないの、それ。

○委員長（森 正雄君） 關經濟部長。

○經濟部長（關 紀良君） 平成26年の4月、消費税が5%から8%に改正された際に、公共施設の使用料についても消費税を適切に転嫁するよう総務省から要請はあったのですが、その1年半後に10%になるという改定が予想されておったのです。そのときに見送ったという、また消費税2%上がると、また同じようなことを審議していただくという経緯が予想されましたので、8%のときにやらなくて、5%に据え置きにして、10%に予想されると、今回予想されるということで、この統一を図ったという経緯でございます。

○委員（鈴木 聡君） ああ、そうですか。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） はい。

○委員長（森 正雄君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） 関連なのですが、確認のためにお伺いします。

今回は、これ宮山公園の使用料のことで、5%が8%のときは据え置いたと、今回は10%になるので、価格を、使用料を訂正したということなのですが、これは筑西市で持っている公共のこういうものに対しての使用料は、その当時は5%から8%になるときは、先ほどから全庁的にということをおっしゃられますけれども、そのときには全庁的に上げているところと上げていないところがあったのですか。それだけ。

○委員長（森 正雄君） 關經濟部長。

○經濟部長（關 紀良君） お答え申し上げます。

改正はされていないはずなので、上がっていないと思います。

○委員長（森 正雄君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） ということは、5%から8%に上がったときには、全庁的にみんな統一して上げなかったということですね。今回はそういうことが今、部長のほうから説明あったように、10%になる可能性があるので、今回は上げさせてもらったという理解でいいのかな。

○委員長（森 正雄君） 關經濟部長。

○經濟部長（關 紀良君） はい、そのとおりでございます。

○委員（外山壽彦君） はい、わかりました。

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第31号の採決をいたします。

議案第31号「筑西市明野農産加工施設条例及び筑西市宮山ふるさとふれあい公園条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、經濟部所管の補正予算について審査してまいります。

なお、この議案第37号につきましては、複数の部にまたがるため、各部の審査終了後、採決いたします。

初めに、農政課より説明願います。

岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 農政課、岩渕です。引き続きよろしく願います。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、経済部農政課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

初めに、16、17ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項2県補助金、目6農林水産業費県補助金、節2林業費補助金、説明欄4、身近なみどり整備推進事業費補助金としまして、473万2,000円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、歳出にてご説明申し上げます。

続いて、26、27ページをお開き願います。3、歳出でございます。款6農林水産業費、項2林業費、目1林業振興費、節13委託料、説明欄、身近なみどり整備推進事業、13森林整備委託料としまして473万2,000円の増額補正をお願いするものです。内容といたしましては、茨城県が平成20年度から導入している森林湖沼環境税を活用した県補助金、茨城県身近なみどり整備推進事業により、荒廃した平地林や里山林を地域住民の提案によって市が整備し、森林機能の回復及び景観の向上等を図るものでございます。

今回、地域住民の要望により、中上野地区と五所宮地区の2カ所の森林整備を予定しております。中上野地区につきましては、2万8,382平米の荒廃した森林において、下刈り、枝打ち、間伐を実施し、森林機能の回復を図ります。五所宮地区につきましては、通学路に面した8,851平米の森林について下刈り、枝打ちをメインに実施し、安全、防犯面の向上を図ります。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これを県の補助でやるということなのですが、この制度はずっとあるのですか。今年度はこの2カ所ということなのだろうけれども、次に年度がかわっても、これは続くのですか、その補助の問題、県の補助。制度として。

○委員長（森 正雄君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 一応この森林湖沼環境税は、平成20年度から徴収されておまして、この事業も一緒に平成20年度から実施されております。森林湖沼環境税のほうが令和4年まで継続されますので、それまでは実施が継続されると思います。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、現在のところは令和4年まではその期間に申請があれば補助がつくということでもいいわけですね。

○委員長（森 正雄君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） そう思われます。はい。

○委員長（森 正雄君） 岩渕農政課長。

○委員（鈴木 聡君） 4年後はわからない。

○委員長（森 正雄君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） 財源は確保されますので、実施がされると思われま

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） その4年が過ぎてからでないと、今後は県としての方針はわからないでしょうから、令和4年まではその制度が続くということですね。確認したいのですが。

○委員長（森 正雄君） 岩渕農政課長。

○農政課長（岩渕里之君） はい、そう思われます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） はい、わかりました。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

次に、ふるさと整備課より説明願います。

根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） ふるさと整備課、根本でございます。よろしくお願ひします。着座にて説明させていただきます。

「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、経済部ふるさと整備課所管の補正予算についてご説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。16、17ページをお開き願います。款16県支出金、項1県負担金、目6農業費県負担金、節1農業費負担金、説明欄10、地籍調査費負担金といたしまして280万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、歳出にて説明いたします。

次に、18、19ページをお開き願います。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節8雑入（農林）、説明欄26、地域資源保全事業交付金返還金といたしまして、417万1,000円の増額補正をお願いするものです。内容につきましては、歳出にて説明いたします。

続きまして、3、歳出でございます。20、21ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目16諸費、節23償還金利子及び割引料、説明欄、23償還金利子及び割引料、県支出金返還金312万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしまして、地域資源保全事業交付金返還金でございます。地域資源保全事業交付金は、農地、農道、水路の保全、自然環境の保全、良好な景観形成など農村の持つ多面的機能の維持活動の支援を活動組織に行うもので、負担割合は国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。この交付金について、平成30年度末に不用な額が4組織において生じたので、4組織から返還金、歳入補正額のうち、国2分の1、県4分の1分を一括して県に返還支出するものでございます。

次に、24、25ページをお開き願います。款6農林水産業費、項1農業費、目8地籍調査費、節13委託料、説明欄、地籍調査事業、13委託料、地籍測量委託料374万円の増額補正をお願いするものでございます。内容といたしまして、地籍調査は国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担割合で事業を行ってございます。このたび県から地籍調査負担金の追加予算配分がございましたため、今年度調査いたします玉戸、一本松地区の調査面積増と、隣接する一本松地区を前倒しで測量の追加を行い、地籍調査の推進を図るもの

でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは、今回は玉戸、一本松ということなのだけれども、これは道路の問題との関係はあるのですか。

○委員長（森 正雄君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 今回につきましては、玉戸、一本松地区と隣接しているため、前倒しで測量の追加を行うものでございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それで、地籍調査というのはどのくらいやり遂げたというか、達成度というのは、これはもう前からやっている、もう合併前から。よく進捗率というのだけれども、いつまで続くのですか、その地籍調査というのは。本来ならば、地籍調査はさっとやって、正しい地籍を定めてやるのは、結構あるのですよね、ちゃんとした番地とか、そういうのがごちゃごちゃになっているような。これは、いつまでやるということの完成年月日というのはないのですか。もうずっと続くのですか。

○委員長（森 正雄君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 下館地区では平成7年度から地籍調査を行っておりまして、下館地区の進捗率といたしましては27.2%、現在のペースですと五、六十年だと思われま。

（「死んじゃうよ」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 下館地区が終わっていないのですか。

（「そうです。3町は終わっている」と呼ぶ者あり）

○委員（鈴木 聡君） （続）今後どういう計画で、何年までに達成目標というのは、計画はあるのですか。

○委員長（森 正雄君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 県のほうに10カ年計画は出してはおりますが、先ほど申し上げましたとおり、50年から60年ぐらいはかかる見込みでございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員、よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） いや、俺らが死んだ後では……これは県の補助ばかりではなくて、地元自治体の負担もあるわけですから、これは合併前の3町がもう全部そろっているのに、下館地区だけこのような状況ではまずいのではないの、そのいろいろなこれからの民間の土地の売買の問題、いろいろ常に発生するわけだよね。それは別にして、どうなのですか、これは計画としては。

○委員長（森 正雄君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） 申し上げます。

隣接している地区をやっておりますので、議員さんおっしゃいますとおり、進捗率に関しては27.2%にとどまっているというふうな状況でございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） いや、今それはさっき言った。これからどうするのか。

○委員長（森 正雄君） 根本ふるさと整備課長。

○ふるさと整備課長（根本嘉之君） これからは肅々と。

○委員（鈴木 聡君） 頼りないな。まあいいや。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員、よろしいか。

○委員（鈴木 聡君） はい、もうこれ以上。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で経済部の審査は終わります。

ここで土木部へ執行部の入れかえをお願いいたします。

〔経済部退室。土木部入室〕

○委員長（森 正雄君） それでは、土木部。議案第17号「町の区域を新たに画すること等について」審査をいたします。

都市整備課から説明願います。

阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 都市整備課、阿部です。よろしく願います。着座にて説明させていただきます。

議案第17号「町の区域を新たに画すること等について」ご説明申し上げます。この変更は、八丁台土地区画整理事業区域内の中館、岡芹及び小林の一部に新たな町の区域を設定し、字の区域を廃止し、及び既存の町の区域の変更をお願いするものでございます。

八丁台土地区画整理事業では、現在換地処分に向けて作業を進めておりますが、今までの町界や字界が新たに整備された道路や宅地の形状と一致しておりません。このため、土地区画整理事業の土地利用に合わせた形状に町界を変更するものでございます。

2ページから9ページが変更調書でございます。内容としましては、区域内につきまして、小字を廃止し、中館に変更する。八丁台、岡芹一丁目、岡芹二丁目を設定する。小林字小林に変更するものでございます。なお、効力の発生日につきましては、土地区画整理法第103条第4項の規定による換地処分の報告があった翌日から生じるものとなります。

また、参考資料といたしまして、10ページに位置図、11ページに変更区域明細図（従前の土地図）、12ページに変更区域明細図（計画図）を添付してございます。

ご審議のほどよろしく願います。

○委員長（森 正雄君） 質疑願います。

仁平委員。

○委員（仁平正巳君） この白い部分、岡芹土地区画整理事業地区（対象外地区）というのは、これはどういうことになるのですか。

○委員長（森 正雄君） 阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君）　こちらは以前に個人の施行で土地区画整理事業が行われているところがございます。それで、こちらについても地区に編入するかどうかを検討したのですけれども、個人施行が行われているということと、あと地番が整然と並んでいる。あと、地番を変更した場合には、ほかの全てのものも変更しなくてはいけないということになりますので、そういったものも考慮してこちらの地区は除外してございます。

以上でございます。

○委員長（森 正雄君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　ちなみに何という場所なのですか、住所は。

○委員長（森 正雄君）　阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君）　岡芹でございます。

○委員長（森 正雄君）　仁平委員。

○委員（仁平正巳君）　では、岡芹何丁目とかというのはつかないのですね、当然。岡芹何番地で、この地区は。

○委員長（森 正雄君）　阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君）　はい。この白地のところは今までの地番を引き継ぐような形でございますので、岡芹一丁目、二丁目には含まれないような形でございます。

○委員長（森 正雄君）　よろしいですか。

○委員（仁平正巳君）　はい。

○委員長（森 正雄君）　ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君）　質疑を終結いたします。

これより議案第17号の採決をいたします。

議案第17号「町の区域を新たに画すること等について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君）　挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第18号「土地の取得について」審査をいたします。

都市整備課、引き続いて阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君）　議案第18号「土地の取得について」ご説明申し上げます。

こちらは八丁台土地区画整理事業による調整池整備用地として、下記の土地を取得することについて、筑西市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、場所は筑西市中館字根田1964番1及び1964番3の2筆でございます。詳細は別表のとおりでございます。取得予定価格は4,564万5,460円でございます。

3ページは、八丁台土地区画整理事業及び調整池整備予定地の位置図でございます。4ページが拡大した位置図でございます。

よろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君）　質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） これちょっと聞かれたのですが、なぜ今になってこの部分を追加購入するのか、その経緯をちょっとお聞きします。

○委員長（森 正雄君） 阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君） お答えします。

こちらの八丁台土地区画整理事業の調整池につきましては、平成元年度の事業計画において位置づけられていたところでございます。平成元年度から位置づけられていまして、なぜ今になるかということでございますけれども、こちらにつきましては、掘り込み式で面積を少なくする。あと、停滞盛り土で面積を広くとるということで、いろいろ検討を重ねてまいりまして、最終的には停滞盛り土を採用して、約2万1,000平方メートルの用地買収、全体で公共用地も含めて2万5,000平米程度になるのですが、こちらの面積が必要だということで、最終的に県のほうとも調整池の構造について協議を行いまして、こちらの用地の取得ということに今回なったところでございます。

以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） そうすると、この区画整理については、これだけの広さが必要だったのですか。

○委員長（森 正雄君） 阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君） はい、必要でございます。

○委員（大嶋 茂君） はい、わかりました。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（大嶋 茂君） はい。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第18号の採決をいたします。

議案第18号「土地の取得について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第24号「下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について」審査をいたします。

阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 議案第24号「下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

改正の理由でございますが、当区画整理事業において今後予定をしております換地処分が円滑に行えるよう清算金に関する条文の一部を改正するものでございます。

清算金は、換地を定める場合、不均衡が生じると認められるとき、金銭による清算を行うものでございます。

初めに、第25条中「第91条第3項」の次に「、第91条第4項」を加えるものでございます。こちらは、

換地処分の際、過小な宅地について換地を定めず、金銭で清算をする場合、所有者の方に交付される清算金に譲渡所得税が非課税となる土地区画整理法第91条第4項の適用を図りたく、条項を追加するものでございます。

続きまして、第27条第2項中「年6パーセント」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利率」に改め、同項に次の2号を加える。(1) 分割徴収、年率6パーセント以内、分割交付、年率6パーセントとするものでございます。

条例第27条は、清算金の分割徴収または分割交付についての条文となっております。

条例第27条第2項では、清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における付すべき利率は年6%としておりますが、土地区画整理法施行令第61条に定める利子の利率は、分割交付する場合にあっては、年6パーセント、分割徴収する場合にあっては年6パーセント以内とする改正がなされておりますことから、土地区画整理法施行令と合わせまして、分割徴収する場合の利率を年6パーセント以内とする改正を行うものでございます。

最後に、この条例の施行期日でございますが、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(森 正雄君) 質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(森 正雄君) 質疑を終結いたします。

これより議案第24号の採決をいたします。

議案第24号「下館結城都市計画事業八丁台土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長(森 正雄君) 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第32号「筑西市下館駐車場条例及び筑西市新治駐車場条例の一部改正について」審査をいたします。

引き続き、阿部都市整備課長。

○都市整備課長(阿部拓巳君) 議案第32号「筑西市下館駐車場条例及び筑西市新治駐車場条例の一部改正について」ご説明いたします。

改正の理由でございますが、消費税増税に伴い、公共施設使用料の適正化に関し、下館駐車場等の利用料の額を改める等の改正をするため、また駐車場管理について適正な運用を図るため、所要の改正をするものでございます。

まず、第1条、筑西市下館駐車場条例の一部改正についてご説明いたします。議案第32号の1ページから2ページになります。条例改正の内容といたしまして、第5条から第9条、第12条、第13条、第15条及び第16条につきましては、駐車場管理につきまして明文化し、条例に即した適正な運用を図るため、所要の改正を行うものでございます。

また、2ページ下から10行目、別表の表及び同表備考中「1,000円」を「1,050円」に改めるにつきましては、筑西市下館駐車場条例別表第6条、第7条関係に記載されている24時間までは1,000円を上限とするを駐車場利用料を24時間まで1,050円を上限とするに改正するものでございます。

続きまして、第2条、筑西市新治駐車場条例の一部改正についてご説明いたします。ページは2ページから3ページになります。初めに、2ページの下から7行目、第4条、第6条、第7条、第9条から第11条及び第17条につきましては、駐車場につきまして明文化し、条例に即した適切な運用を図るほか、所要の改正を行うものでございます。

また、3ページ、筑西市新治駐車場条例、別表第11条関係につきまして、定期利用、1カ月4,600円、一時利用、1回410円といたしてきたものを、定期利用1カ月4,800円、当日利用1回当たり430円と改正するものでございます。

最後に、この条例の施行日でございますが、条例の公布の日から施行いたします。ただし、別表の改正規定は、令和2年4月1日からの施行となります。

以上でございます。よろしく審議いただきますようお願い申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） この議案書のところを読むだけでは、説明というのはちゃんとわかるように、理解できるように説明、この条文を読んで説明しているだけでは同じなので、よくわからないのです。だから、平たくわかるように説明してもらえないかな。

○委員長（森 正雄君） 阿部都市整備課長。

○都市整備課長（阿部拓巳君） こちらにつきましては、文言の改正が主になるのですけれども、今回条例改正で、消費税のほうが上がりましたので、それに合わせて文言の改正を行ったものでございます。

（「金額」と呼ぶ者あり）

○都市整備課長（阿部拓巳君） （続）はい、金額でございます。それで、その金額につきまして、主な改正内容としては金額になるのですけれども、下館駐車場は下館駐車場条例のほうで、1日の利用料を1,000円としていたものを1,050円に改めまして、あと新治のほうですと、定期利用で、1カ月4,600円としていたものを消費税を加味しまして4,800円、あと一時利用410円としていたものを、消費税を勘案しまして430円に改正したものでございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員、よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） はい。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第32号の採決をいたします。

議案第32号「筑西市下館駐車場条例及び筑西市新治駐車場条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第33号「筑西市自転車等駐車場条例の一部改正について」の分割付託分について審査をいたします。これは、土木部所管の部分です。

阿部都市整備課長、引き続き説明願います。

○都市整備課長（阿部拓巳君） 分割付託分になりますので、該当箇所は新治駅自転車等駐車場でございます。

それでは、議案第33号「筑西市自転車等駐車場条例の一部改正について」ご説明申し上げます。この条例の改正につきましては、公共施設使用料適正化の基本方針に基づき、消費税率の改定に伴う自転車等駐車場利用料の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

まず、第4条、第6条、第7条、第9条、第10条、第11条、第13条及び第14条の改正につきましては、他の条例との整合を図るために文言の調整を行ったものでございます。

次に、別表（第11条関係）の利用料金の改正につきましては、現在の利用料金は、消費税5%の当時に積算された料金であることから、令和元年10月1日から施行される消費税率の改正に伴い、施設の維持管理コストを転嫁するために、利用料金の見直しを行うものでございます。

最後に、附則でございますが、条例の本則の改正につきましては、公布の日から施行し、利用料金の改正につきましては、令和2年4月1日から施行することとしております。

なお、経過措置といたしまして、利用料金の改正施行前に開始された定期利用に関しまして、従前の料金で取り扱いをしております。

以上でございます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第33号の採決をいたします。

議案第33号「筑西市自転車等駐車場条例の一部改正について」の分割付託分について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、土木部所管の補正予算について審査をいたします。

初めに、道路維持課から説明願います。

板谷道路維持課長。

○道路維持課長（板谷直樹君） 道路維持課、板谷です。よろしく願いいたします。失礼して座らせていただきます。

議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、道路維持課所管について説明申し上げます。

補正予算議案書の26、27ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費、説明欄の道路維持補修事業に4,000万円の増額補正をお願いするものでございます。この原材料費は、道路維持補修工事に必要な砕石、アスファルト合材及び側溝などの二次製品を支給するものでございます。道路維持課による調査や地元自治会からの要望などによる市道の補修・修繕工事は年々増加傾向にあります。例年、下半期は道路維持補修・修繕工事の増加により、原材料費が不足する傾向にあります。ほかの予算科目から流用を行い対応した経緯もあり、今回

増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で土木部の審査を終わります。

ここで上下水道部へ執行部の入れかえをお願いいたします。

〔土木部退室。上下水道部入室〕

○委員長（森 正雄君） 10分間の休憩をとります。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前10時56分

○委員長（森 正雄君） 委員さん、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきます。

上下水道部所管の審査に入りたいと思います。

初めに、議案第34号「筑西市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正について」審査をいたします。

まず、農業集落排水課から説明願います。

枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 農業集落排水課の枝でございます。どうぞよろしく願います。着座にて説明をさせていただきます。

議案第34号「筑西市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正について」ご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、農業集落排水処理施設使用料を賦課する基準日及び使用料を算定するための基準員数を明確にするほか、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、税率引き上げ分を適正に農業集落排水施設使用料に転嫁するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、第2条につきましては、「施設の使用者」を「施設を使用する者」と文言を変更するものでございます。

次に、第3条につきましては、使用料を賦課する基準日及び算定に用いる基準員数を明記したものでございます。

2ページをお開き願います。別表第1につきましては、消費税率引き上げ分を農業集落排水処理施設使用料に転嫁するための改正でございます。

次に、1ページへお戻りいただきまして、第4条第1項につきましては、一般用及び業務用の使用料の算定に用いる基準員数の算定方法について、2ページの別表第2に明記したものでございます。

第2項につきましては、月の中途に基準員数に変更があった際の使用料の算定について明記したものでございます。

3ページをお開き願います。附則でございます。この条例の施行期日を令和元年10月1日とするものでございます。

最後に、お手元にお配りしてあります農業集落排水処理施設使用料金改定をごらんください。部長からも説明がありましたとおり、一般用、3人世帯の場合の影響額は、1カ月当たり72円の値上げとなります。また、同じく業務用の場合の影響額は、1カ月当たり92円の値上げとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これは、処理施設というのはどのくらいあるのですか、基数は。

○委員長（森 正雄君） 枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） お答えいたします。

今、建設中の河間北部を除いて供用開始している地区は26地区でございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それで、使用料の徴収というのは、これどのくらいあるのですか。

○委員長（森 正雄君） 枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） お答えいたします。

平成30年度の調定ですが、調定2億5,395万1,353円に対しまして、収入金額が2億5,138万5,752円でございます。収納率は99%でございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 今度消費税が10%になって値上げする分、どのくらい増額になるのですか。

○委員長（森 正雄君） 枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 月30万円程度の値上げになる想定でございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） では、さっきの二億何千万円というのは年の話なの。

○委員長（森 正雄君） 枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） お答えいたします。

年の調定額でございます。平成30年度末の調定額でございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） うるさいこと言うようだけれども、年と月の分け方がごちゃごちゃなので、その収入の話。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） はい、申しわけございません。

○委員（鈴木 聡君） だから、上がった分だけが月の話しして、だから上がった分、年は幾らなの。

○委員長（森 正雄君） 枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 400万円程度でございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員、よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） わかりました。

○委員長（森 正雄君） 外山委員。

○委員（外山 壽彦君） これは、参考のために聞くのだけれども、今現在は消費税を8%の状態に賦課しているわけだね。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） はい。

○委員（外山壽彦君） 今度は2%上がるから、今度は2%新たに加えて徴収するということですか。

○委員長（森 正雄君） 枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） 10月1日から2%を……

○委員（外山壽彦君） 上乘せするというで……

○委員長（森 正雄君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） 10月1日から2%を上乘せするということの改定額ということね。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） はい。

○委員（外山壽彦君） というのは、先ほど経済部のほうで今までその3%上がったのを据え置いておいて、今度2%が上がるので、上げたという経緯があったものですから、ではこれについてはそういうことでちゃんと上がった都度やってきたということですね。

○委員長（森 正雄君） 枝農業集落排水課長。

○農業集落排水課長（枝 俊幸君） はい、そうでございます。

○委員（外山壽彦君） はい、わかりました。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第34号の採決をいたします。

議案第34号「筑西市農業集落排水処理施設使用料条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第35号「筑西市下水道条例の一部改正について」審査をいたします。

下水道課から説明願います。

大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 下水道課長の大林でございます。よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第35号「筑西市下水道条例の一部改正について」ご説明申し上げます。今回の条例の一部改正につきましては、平成元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税引き上げ分を適正に下水道使用料に転嫁するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、まず第32条第2項につきましては、消費税率の引き上げに伴い、口座振替割引額を1回当たり「54円」から「55円」に改正するものでございます。

次に、第44条第1項の表中の暗渠使用料につきましては、消費税率の引き上げに伴い、電線等の長さ1メートルごとに1年につき「205.2円」から「209円」に改正するものでございます。

次に、別表第1につきましては、消費税率の引き上げ分を下水道使用料に転嫁するための改正でございます。

次に、附則でございます。2ページ目をお開き願います。第1項では、この条例の施行期日を令和元年10月

1日とするものでございます。

第2項では、改正後の別表第1の規定は、施行日以降に算定する令和元年10月以降の使用分の使用料について適用し、令和元年9月以前の使用分の使用料については、なお従前の例による経過措置規定でございます。

第3項では、改正後の条例第32条第2項の規定は、令和元年10月使用分の口座振替となる令和元年12月27日の口座振替による使用料の納付から適用とする経過措置規定でございます。

最後に、下水道使用料改定についてご説明いたします。お手元にお配りしてあります議案第35号資料をごらん願います。上の表は、月額の基本料金及び超過料金を示したものでございます。10立方メートルまでの基本料金が1,468.8円から1,496円になり、27.2円の値上げとなります。11立方メートルからの超過料金につきましては、1立方メートルにつき3.2円から4.4円の値上げとなります。

次に、中段の表は、使用料月額の検針水量の早見表でございます。部長からも説明がありましたとおり、標準的な家庭の平均使用量20立方メートルの場合、1カ月当たり3,196円から3,256円になり、60円の値上げとなります。

次に、下段の表は、同じく認定水量の早見表でございます。3人家族の場合、1カ月当たり3,391円から3,454円になり、63円の値上げとなります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 一般家庭の1カ月の使用料金、大体平均どのくらいなのか、まず。

○委員長（森 正雄君） 大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 大体平均で20立方メートルですので、値上げ分として3,256円ぐらいになると思います。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） だから現行は三千幾らとか、値上げして今言った数になるとかと言わないと、聞くほうは比較がちょっとわからないのです。もう一回。

○委員長（森 正雄君） 大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 平均的な使用量が20立方でございますので、現行ですと3,196円、改正後であれば3,256円、60円の値上げとなります。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それで、年の増収というの、その値上げ分は。どのくらい年間の売り上げと収益との関係で、消費税が上がるとこれだけになりますということは、計算してあるのですか。

○委員長（森 正雄君） 大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 今現在5億円ちょっとの使用料でございますので、8%から10%、2%値上げになりますので、約1,000万円の収入になります。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） はい。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第35号の採決をいたします。

議案第35号「筑西市下水道条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第36号「筑西市水道事業給水条例の一部改正について」審査をいたします。

水道課から説明願います。

国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） 水道課の国府田でございます。よろしくお願ひいたします。着座にて説明させていただきます。失礼します。

議案第36号「筑西市水道事業給水条例の一部改正について」ご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定の有効期間を従来の無期限から5年間とする更新制が導入されることから、更新手数料の額を新たに定めるほか、令和元年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、税率引き上げ分を適正に水道料金等に転嫁するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、第9条につきましては、引用している水道法施行令が改正になり、「第5条」が「第6条」に繰り下げになることに伴い、改正するものでございます。

次に、第17条第1項につきましては、「承認を得」を「承認を受け」と文言の変更をするものでございます。

次に、第32条第1項につきましては、第5号を第6号とし、第5号として、指定給水装置工事事業者指定更新手数料を1件につき10,000円とするものでございます。

次に、第33条第2項につきましては、口座振替割引額を1回当たり「54円」から「55円」に改正するものでございます。

次に、第37条第1項につきましては、第9条と同様に改正するものでございます。

裏面をごらん願います。次に、第39条第2項につきましては、第17条第1項と同様に、文言の変更をするものでございます。

次に、別表第1につきましては、消費税率の引き上げ分を水道料金に転嫁するため改正するものでございます。

次に、別表第3につきましても、消費税率の引き上げ分を加入金に転嫁するため改正するものでございます。

次に、附則でございます。第1項は、この条例の施行期日を令和元年10月1日とするものでございます。

第2項では、経過措置を規定したもので、令和元年9月以前の使用分の水道料金については、改正前の水道料金とするものでございます。

第3項では、改正後の口座振替割引額は、令和元年12月27日の口座振替による水道料金の納付から適用するものでございます。

最後に、水道料金の改定についてご説明させていただきます。お手元にお配りしてあります資料の3枚目をごらん願います。上の表は、月額の基本料金及び超過料金を示したものでございます。水道料金につきましては、給水管の口径ごとに定めておりますので、使用割合の多い13ミリメートルと20ミリメートルについてご説明させていただきます。

初めに、13ミリメートルの場合、使用水量10立方メートルまでを含む基本料金は、改正前が1,944円、改正後が1,980円となり、36円の値上げとなります。使用水量11立方メートルからの超過料金につきましては、1立方メートルにつき4.2円から4.8円の値上げとなります。

次に、20ミリメートルの場合、改正前が2,052円、改正後が2,090円になり、38円の値上げとなります。超過料金につきましては、13ミリメートルの場合と同額の値上げになります。

また、下の表は月額の水道料金早見表でございます。部長からも説明がありましたとおり、標準的な家庭の平均使用水量20立方メートルの場合の水道料金について申し上げますと、13ミリメートルの場合、改正前が4,212円、改正後が4,290円になり、78円の値上げとなります。また、20ミリメートルの場合、改正前が4,320円、改正後が4,400円になり、80円の値上げとなります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） この13ミリメートルと20ミリメートルがあるのですが、加入というのは13ミリメートル、20ミリメートル、どのくらいあるのですか、その加入。

○委員長（森 正雄君） 国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） 水道の加入割合ですけれども、13ミリメートルが全体の65.3%、20ミリメートルが31.8%になります。

以上です。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） この大きさ、管の。これは、その家庭によって選択が違うのですか。何かよくわからないのですが。

○委員長（森 正雄君） 国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） 各家庭の使用の量とかによって個人が決めているものでございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それで、どのくらい増収なのですか、2%上げて。

○委員長（森 正雄君） 国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） お答えいたします。

この2%上げることによりまして、月310万円の増収となります。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 一々引かないで言ってくればいいのです。例えば年間このくらいで、月で言ってもいいのだが、ぱっと年間で言ってもらったほうがわかりやすいよね。

○委員長（森 正雄君） 国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） 済みません。失礼しました。年間にしますと約4,000万円の増収となります。

以上です。

○委員（鈴木 聡君） はい、わかりました。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） はい。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第36号の採決をいたします。

議案第36号「筑西市水道事業給水条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、上下水道部所管の補正予算について審査してまいります。

下水道課より説明願います。

大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） よろしく願いいたします。着座にてご説明いたします。

議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、下水道課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

16、17ページをお開き願います。事項別明細書の歳入でございます。款15国庫支出金、項4交付金、目4衛生費交付金、説明欄11、循環型社会形成推進交付金（浄化槽設置）265万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款16県支出金、項2県補助金、目4衛生費県補助金、説明欄22、浄化槽設置費補助金265万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをお開き願います。事項別明細書の歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費、説明欄、団地排水建設事業基金積立事業に752万円の増額補正をお願いするものでございます。この基金は、毎年度大田郷駅前、鷹ノ巣、幸町の3団地の排水処理使用料から維持管理等を差し引いた額を積み立てし、今後施設の老朽化対策等に活用していくものでございます。平成30年度の団地排水処理施設に係ります決算額の確定に伴い、平成30年度分として積み立てるべき額が4,068万2,587円となりました。このうち、平成30年度に3,316万3,000円を積み立てしておりますので、その不足額を積み立てるために増額補正をお願いするものでございます。なお、補正後の団地排水建設事業基金の残高は2億5,526万8,785円となります。

続きまして、24、25ページをお開き願います。款4衛生費、項1保健衛生費、目6環境保全総務費、説明欄、浄化槽設置促進事業に797万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。この事業は、公共下水道事業等に生活排水を排出できない区域において、合併処理浄化槽の設置者に対し補助金を交付し、公共用水域の水質汚濁を防止するとともに、良好な生活環境を確保するために行っているものでございます。当初予算では161基、8,739万6,000円を計上しておりましたが、霞ヶ浦流域内、協和地区と明野地区の一部になりますが、そこに設置します高度処理型の補助件数の増に伴い、予算額に不足が見込まれるため、

増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 公共下水道が布設されていないところ以外のそういう一般家庭の浄化槽の補助だと思うのですが、それはまだまだ排水処理ができない、できていない家庭というのはまだまだあるのですか。どのくらい把握していますか、これから。

○委員長（森 正雄君） 大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 公共下水道の区域、それから農業集落排水の区域以外の区域となります。現在ですと、水洗化率が89%ぐらいなものですから、残りの12%がくみ取りという形で、その分がまだ浄化槽を設置していないということになります。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 残りの12%というのは、何件を指すのですか。

○委員長（森 正雄君） 大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 3,500戸ぐらいの件数です。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それで、これは希望者がどんどんこれからもふえると思うのだけれども、現在も希望があって、今回はこれだけの予算措置しかできない。どうなのですか。件数がこれだけあって、これだけの予算しかできないとか、そういう説明がちょっと抜けているような気がするのですが、どうなのですか、現況としては。

○委員長（森 正雄君） 大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） 浄化槽の補助につきましては、年2回の仮申し込みを受け付けております。1回目の仮申し込みで、116件、6,602万8,000円を補助対象として交付決定をする予定でございます。今回……

（「これは、1回目だよ」と呼ぶ者あり）

○下水道課長（大林 弘君） 1回目です。2回目の最終的には90件、仮申し込みありました。トータルで206件、この2回目の仮受け付けが8月末まででございますので、この補正予算の提出が8月の頭です。その数、約1カ月分見込んでいましたけれども、それ以上に補助申請が来たということで、議案質疑の中にもありましたけれども、また12月の議会で補正予算をお願いしたいということで、トータル的に1億700万円弱になる予定でございます。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） はい、わかりました。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

以上で議案第37号について、全ての部の説明、質疑が終了いたしました。

これより議案第37号の採決をいたします。

議案第37号「令和元年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手多数。よって、本案は可決されました。

次に、議案第40号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について審査をいたします。

引き続き、大林下水道課長。

○下水道課長（大林 弘君） よろしく願いいたします。

それでは、議案第40号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」につきまして説明申し上げます。

1 ページをお開き願います。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,784万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億5,224万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。第2表、地方債補正、1、変更でございます。起債の目的は、流域下水道事業でございます。県が行います建設事業費が増額されたことに伴い、建設事業負担金も増額することから、起債限度額を1,240万円から2,650万円に増額をお願いするものでございます。詳細は歳入にてご説明申し上げます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同様でございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款4 県支出金、項1 県補助金、目1 下水道事業補助金、説明欄の2、湖沼水質浄化下水道接続支援事業費補助金480万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款6 繰入金、項2 目1 基金繰入金106万円の減額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、公共下水道建設事業費の財源調整を行うものでございます。

次に、款9 項1 市債、目1 下水道事業債、説明欄の1、流域下水道事業債1,410万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、県が行います鬼怒小貝流域下水道事業費及び小貝川東部流域下水道事業費の増額に伴うものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをお開き願います。3、歳出でございます。款1 項1 下水道事業費、目1 下水道総務費、説明欄、公共下水道促進事業に480万円の増額補正をお願いするものでございます。これにつきましては、霞ヶ浦流域内における接続補助件数の増に伴い、予算額に不足が見込まれるためでございます。財源につきましては、森林湖沼環境税を財源とした県補助金でございます。

次に、目3 公共下水道建設事業費、説明欄の公共下水道建設事業でございますが、補正額はございませんが、財源の組み替えをお願いするものでございます。

同じく説明欄、その下の流域下水道事業に1,304万円の増額補正をお願いするものでございます。内訳でございますが、鬼怒小貝流域下水道建設事業負担金が475万1,000円、小貝川東部流域下水道建設事業負担金が828万9,000円でございます。これにつきましては、県が行います流域下水道建設事業において、国からの交付金が追加配分されたことに伴い、建設事業負担金が増額となるためでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第40号の採決をいたします。

議案第40号「令和元年度筑西市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

次に、議案第43号「平成30年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」審査いたします。

水道課から説明願います。

国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） よろしく申し上げます。着座にて説明させていただきます。

議案第43号「平成30年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」ご説明申し上げます。平成30年度筑西市水道事業会計で生じた剰余金を別記のとおり処分したいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

裏面をごらん願います。別記、平成30年度筑西市水道事業剰余金処分計算書でございます。表中、上段右側に記載してございますが、平成30年度末における未処分利益剰余金の残高は6億6,393万7,630円でございます。これは、平成30年度の純利益2億8,765万9,048円と、前年度利益剰余金3億7,627万8,582円の合計額でございます。この未処分利益剰余金のうち、1億9,314万5,324円を議会の議決をいただいて、資本金に組み入れをさせていただくものでございます。この組み入れにつきましては、過去において補助金等を活用して整備いたしました水道施設のうち、当該補助金にかかわる部分の減価償却見合い分を長期前受金戻入として収益化しておりますが、この収益は現金を伴わない帳簿上の収益でございますので、財産上の整合を図るために、資本金に組み入れをさせていただくものでございます。なお、表の下段に記載してございますが、処分後の資本金残高は44億7,395万2,955円に、また繰越利益剰余金となります未処分利益剰余金残高は4億7,079万2,306円となります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（森 正雄君） 質疑を願います。

大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） この剰余金の処分なのですが、資本金に組み入れるこの割合というのは法律で決まっているのですか。

○委員長（森 正雄君） 国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） 法律では決まってございません。ただ、今回減価償却見合い分、補助金等の分を計上しているだけでございます。

○委員長（森 正雄君） 大嶋委員。

○委員（大嶋 茂君） 大体見ると3割ですね。

○水道課長（国府田裕司君） はい。

○委員（大嶋 茂君） わかりました。特に決まりはないということで。

○水道課長（国府田裕司君） はい。

○委員（大嶋 茂君） はい、わかりました。

○委員長（森 正雄君） ほかにありますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） この未処分利益剰余金というのだけれども、平成30年度末残高が約6億6,000万円、これをいろいろやって、処分後の残高約4億7,000万円というのだけれども、これは剰余金の残高をどの水準で残高として目安というのがあるのですか。この4億7,000万円が一番ベターなのですか、その剰余金を保つのは。その辺。

○委員長（森 正雄君） 国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） ベターと言うよりも、結局今までもらった補助金を収益化したものだけを資本金に入れているだけでございます。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） これだけの剰余金があるということになれば、その水道の普及という観点からいうと、どうなのですか。普及率というか、普及率と年次計画でこれだけやっていますとか、どういう計画で、計画どおりいっているとか、安全安心の飲料水ということでよく言っているのですが、結構地下水でまだ個人の家庭の人もいるのですよね。それとのかかわり合いでも。

○委員長（森 正雄君） 国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） 地下水でやっている方から等も要望等がありまして、その部分と創設事業として管の整備をしております、経営戦略、また水道ビジョンで計画しました普及率に向かって今進めておることでございます。

以上です。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） いわゆる区域内の普及率というのは何%なのですか、全市的に。各地区ごとにもあるでしょうけれども、全体でいいですよ、もう時間もあれだから。

○委員長（森 正雄君） 国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） 全市で常住世帯で89.6%普及しております。

○委員長（森 正雄君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 残りの方に対するこれは促進方というのは、いろいろ例えば住民説明会開くとか、あるいは加入促進を図るとかということもやっているのですか、事業としては。

○委員長（森 正雄君） 国府田水道課長。

○水道課長（国府田裕司君） 加入促進、また集落の説明会等も実施しております。

○委員（鈴木 聡君） ああ、そうですか。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○委員（鈴木 聡君） はい。

○委員長（森 正雄君） ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） 質疑を終結いたします。

これより議案第43号の採決をいたします。

議案第43号「平成30年度筑西市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（森 正雄君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で経済土木委員会に付託されました議案全ての審査を終了いたしました。

執行部は退室願います。ご苦労さまでした。

[執行部退席]

○委員長（森 正雄君） なお、この委員会の審査結果報告等につきましては、委員長一任ということで願いたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして経済土木委員会を閉会いたします。

閉 会 午前11時38分

○委員長（森 正雄君） ただいまから経済土木委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議員提出議案第4号「新規就農者支援の拡充を求める意見書（案）の提出について」審査いたします。

ご意見がございましたら、ご発言をいただきたいと存じます。

鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 議事進行でちょっと聞きたいのですが、今まで直接本会議でこういう案件もいろいろあったよね、委員会審議抜きで。今回は、これをどうしてやるようになった、ご意見本会議でしたのですが、委員長は。それは何の理由なのです。

○委員長（森 正雄君） よろしいですか。

○副委員長（藤澤和成君） 委員長を交代します。では、森委員、どうぞ。

（「委員長に聞いているんだから、大変だ」と呼ぶ者あり）

○委員（森 正雄君） 今、鈴木委員からご発言がございました。なぜ今回動議という形でということでもありますけれども、この新規就農者支援の拡充を求める意見書ということで、実は私もこの内容を承知したのがタベ遅くというような状況で、非常にこれ内容等の熟知の必要性があるというような判断をしたわけでございます。そこで、提出された今までの請願の場合には、事前にこの委員会の中で審議をして、それに向けてその調べをして臨むことができたわけでございますけれども、今般の議員提出議案については、ある程度、ある意味私自身に唐突感があったということでの、そういう考え方で動議ということでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○副委員長（藤澤和成君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 突然だということ、そういう見る余裕もなかったという意味なのですか。

○副委員長（藤澤和成君） 森委員。

○委員（森 正雄君） それを、はっきり言いますと、先ほど三浦議員の答弁でも述べましたけれども、この新規就農者の問題については非常に賛否両論のある案件であります。今回の制度の改めについても、大いに賛否両論のある内容なのです。ここで一気呵成に採択をして、これどうなのかという疑問も持ったのも事実です。

以上です。

○副委員長（藤澤和成君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 賛成、反対の両論があるからと。一気呵成にこれを採決したらどうかと言うのだけれども、委員長がそれは1人で考えたのですか。

○副委員長（藤澤和成君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 委員長というより一議員として、もうちょっと審査をといいましょうか、時間を、市議会の意見として国へ要望するに際しては、もうちょっと審査といいましょうか、議員皆さんが承知をしておく必要があるのではないかというふうな思いで動議を出しました。

○副委員長（藤澤和成君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 委員会もそうだけれども、本会議場だって質問して提案者が答弁して、審議というのは十分できると思うのです。出すほうもちょっと遅くなったという面もあるけれども、本会議場では、まさに本会議場が本論の討議のものだと思うのですよ、委員会を省略して。だから、私はそれを差し戻して、早い話がそうよね。やり直せというおたくの意見なのだけれども、本会議場というルールも許されていて、それを多数決で決めてしまうというのも、私はいかかなものかと思っているのです。

○副委員長（藤澤和成君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 本会議で議論をして、そこで素早くといひましようか、採決をしてという鈴木委員のお話もわかりますけれども、より深く議論をして調査をしてという考え方のもとに、各委員会への付託という、そういった制度もございます。おおむね本会議で審議するには、到底難しいといひますか、時間的な、あるいは資料的な部分での掌握するのが、なかなか本会議では難しいといひことで付託をして、各委員会で細かく議論をしているといひような実情を考えたときには、やはりこいひった形で顔を向き合せて、同じ委員会の人の考え方を伺うといひことも必要性があるのだからといひ、この案件であるといひうふうに思いました。

○副委員長（藤澤和成君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） それは委員会で深く討議、討論したほうがいいのではないかと、みんなも、委員も知識を身につけたりしてどうのこうのといひますが、制度上いろいろこいひう時間的な制約もあつて出せなかったわけだよ、常任委員会までに間に合うとか。それはそれとして、やっぱり正当な手続で本会議に提案したからには、それを多数決で委員会差し戻しだなんていひことではなくて、やっぱり本会議場だつてそれぞれの議員の質問権といひのは發揮されるわけだから、そこでもできたのではないですか。

○副委員長（藤澤和成君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 先ほど申し上げましたように、ちょっと私のこいひ意見書をこいひのまま出していいのかといひう思いと、意見書を採択して国へ要望といひう形で出していいのか、またほかの議員さんもそれを熟知しているのかといひうようなことを鑑みたときに、これはもうちょっと時間を置いたほうがいいといひう私の判断です。

○副委員長（藤澤和成君） 仁平委員。

○委員（仁平正巳君） どちらのご意見も正当性があつて、手続上問題ありません。すなわち、この問題は継続審査で、もう少し深く掘り下げて考えてみたいと私は思ひますので、継続審査が妥当ではないかと思ひます。

○委員（堀江健一君） 私も賛成です。

（「継続審査」と呼ぶ者あり）

○委員（外山壽彦君） その前にちょっと1つ。

○副委員長（藤澤和成君） 外山委員。

○委員（外山壽彦君） 議員提出議案は、最終採決日の幾日までに出すのだけ、あれは。前の日まででいいのではなかったっけ。

○議会事務局職員 議会運営委員会で諮りますので、議運の前日になります。

○委員（外山壽彦君） 議運の前日といひうことは、今回で言えよ。

○議会事務局職員 24日ですな。

- 委員（外山壽彦君） 24日までに議員提出議案は出せばいいわけだ。
- 議会事務局職員 25日に議会運営委員会きのうございまして、そちらで皆さんにご協議いただいたものです。
- 委員（外山壽彦君） 今回は、ちなみに鈴木委員の出したのは、幾日に出されたのかな。
- 議会事務局職員 9月4日に受け付けしております。
- 委員（外山壽彦君） これだよ。
- 議会事務局職員 そうです。
- 委員（鈴木 聡君） 今度のやつ。
- 議会事務局職員 はい。
- 委員（外山壽彦君） では、別に問題ではないのではないのか。
- 議会事務局職員 ですから、そこで議会運営委員会で諮って、きょう上程したものです。
- 委員（堀江健一君） 9月4日に提出されたのならば、9月4日から本会議が始まったのだから。
- 議会事務局職員 済みません、ちょっと今確認してまいりますので。
- 委員（外山壽彦君） そうだよ。それ肝心だよ。
- 委員（堀江健一君） ならば、9月4日にこれ皆さんに、議員に提案しておけば問題ないのではない。
- 委員（外山壽彦君） 問題ないよ。そういうことよ。
- 委員（堀江健一君） なあ。
- （「暫時休憩だな」と呼ぶ者あり）
- 委員長（森 正雄君） 委員長を交代します。暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1時42分

再 開 午後 1時43分

- 委員長（森 正雄君） では、よろしいですか。休憩前に引き続き会議を再開します。
委員長を交代します。
- 委員（森 正雄君） （続）その提出の瑕疵を私は言っているのではなくて。
- 委員（外山壽彦君） 中身のことを言っているのだろう。
- 委員（森 正雄君） そうです、はい。
田中委員。
- 委員（田中隆徳君） 採決をするに当たって、これはあくまでも意見なのですが、私もそんなに詳しくはないのですが、ただこの出されている意見書の中でどうなのかなというのが、やっぱり二、三点あります。それと、今までの制度なんかは、私は逆に制度変更になる前、やっぱり新規農業従事者をふやすことはもちろん大切なことだと思うのですが、その反面いわゆる補助金といいますか、投入することについて、極端な話、親子でも新規で、また親方というか、法人ではない一人親方のところに従事するに当たって、その親方が専業農家でなくても、兼業でもオーケーだったと。そういったこともありますし、モラルハザードという言葉も委員長のほうからありましたが、まさにあれ返還義務もありますが、極端な話、3年就

農してけがをしてしまったのだと。そういうことであれば返還がなくても済むというような、やっぱりいろいろなちょっと、幾ら補助金を出してもこれでは足りなくなってしまうよねという、これ常々、賛否両論と言いましたが、ありました、私の中で思いが。

今回は、ちゃんとした法人のところにそういう一本化といいますか、そういう制度もまだ今年度始まって、今までのちょっとだめだった点をどういうふうになっていくのかという過渡期といいますか、まさにこれから変更してどういうふうになっていくのかという見る時期でありますので、やはりそういう今までの私たちの思っていた疑問というか、それがこれだと戻ると感じになりますので、私は本当にもっと慎重審議したほうがいいのではないのかなと思います。

以上です。

○委員（鈴木 聡君） 今、田中委員が言ったように、中身の問題ではないのですよ、今回は。入り口の話なのです。きょう本会議で……

○委員（森 正雄君） いや、失礼します。私が言ったのは、その中身というのはその部分です。私が今回動議を出した理由というのはやはり。今、田中委員が言った内容等々も含まれています。

○副委員長（藤澤和成君） 鈴木委員。

○委員（鈴木 聡君） 全て言ってみて、こういう理由でこうで、結果はこうで、手続上問題あるとかないかという、その何、中身が。

○委員（森 正雄君） いや、その手続の瑕疵を問題にしているわけではないということで、先ほど申し上げましたとおりです。手続の瑕疵はないというふうに思っていますので。

○委員（鈴木 聡君） そうすると何、提案すること自体がだめだと。

○副委員長（藤澤和成君） 森委員。

○委員（森 正雄君） よろしいですか。

○副委員長（藤澤和成君） 森委員。

○委員（森 正雄君） 今回の議会におきまして、もうちょっと採決するのは熟慮する必要があるのだろうという、そういう考え方でございます。

○委員（鈴木 聡君） それは、あなたが門前払いするものではないのですよ、我々が提案することについて。

○委員（森 正雄君） そういうことはしていません。

○委員（鈴木 聡君） だって、今言ったでしょう。中身の問題だからと言ったでしょう。

○委員（森 正雄君） 中身の問題ではないですよ。ああ、中身の問題というか、その手続の瑕疵の問題を私が言っているわけではないです。私自身が議員としての発言というのは保障されるべきだというふうに考えます。そこはご理解ください。

（「時間」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） （続）委員長を交代します。

では、採決してよろしいでしょうか。時間50分という、鈴木委員、そのようにご理解賜りたいと思います。それでは、先ほど仁平委員のほうから継続審査というご発言がございましたけれども、それではよろしければ挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（森 正雄君） 挙手多数。よって、継続審査ということで決まりました。

本議案は、閉会中もさらなる慎重審査が必要と思われます。ついては、本議案は継続審査とすることに、改めてご異議ございませんか。

（「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり）

○委員長（森 正雄君） よって、本議案は継続審査と決しました。

以上、審査を終了いたします。どうもありがとうございました。

閉 会 午後 1時50分